

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、観音寺市大野原町花稻土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）すみ池地区）計画を変更することについて平成20年8月19日適当と決定した。

その関係書類を観音寺市経済部土地改良課において平成20年9月4日から同年9月24日まで縦覧に供する。

平成20年8月29日

香川県知事 真 鍋 武 紀